

令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

|                   |  |                          |                              |
|-------------------|--|--------------------------|------------------------------|
| 項目名               | 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長   |                          |                              |
| 税目                | 法人税  |                          |                              |
| 要望の内容             | <p>企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃、又は、課税停止措置を延長すること。</p>   |                          |                              |
|                   | <p>平年度の減収見込額<br/>（制度自体の減収額）<br/>（改正増減収額）</p>   | <p>-<br/>（ -<br/>（ -</p> | <p>百万円<br/>百万円）<br/>百万円）</p> |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的<br/>勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、特別法人税を撤廃、又は、課税停止措置を延長することで、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p> |                          |                              |

|             |           |  |  |
|-------------|-----------|--|--|
| 今回の要望に関する事項 | 合理性       | 政策体系における政策目的の位置付け  | Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上<br>3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 |
|             |           | 政策の達成目標  | 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。    |
|             |           | 租税特別措置の適用又は延長期間  |  |
|             |           | 同上の期間中の達成目標  |  |
|             | 政策目標の達成状況 | 新規要望のため、該当せず。  |  |
|             | 有効性       | 要望の措置の適用見込み  | 厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金及び適格退職年金等の積立金に適用される。  |
|             |           | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)                                       | 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定の実現が図られ、金融市場の担い手としての年金基金等の発展が見込まれる。     |
|             | 相当性       | 当該要望項目以外の税制上の支援措置  | 企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。                 |
|             |           | 予算上の措置等の要求内容及び金額   | なし。  |
|             |           | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係  | なし。  |
| 要望の措置の妥当性   |           | 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定の実現が図られ、金融市場の担い手としての年金基金等の発展が見込まれる。 |  |

|                            |   |               |
|----------------------------|---|---------------|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績   | 新規要望のため、該当せず。 |
|                            | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果  | 新規要望のため、該当せず。 |
|                            | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)   | 新規要望のため、該当せず。 |
|                            | 前回要望時の達成目標  | 新規要望のため、該当せず。 |
|                            | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由   | 新規要望のため、該当せず。 |
| これまでの要望経緯                  | 平成 11 年度改正により特別法人税の課税が凍結（2 年間）。その後の改正により凍結期間は 7 回延長。直近では平成 29 年改正により 3 年間延長され、令和 2 年 3 月末まで課税凍結中。 |               |